

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、医療法人誠真会個人情報保護方針に基づいて本院が取り扱う個人情報の適切な保護のための基本規程である。本院職員はこの規程に従って個人情報を保護していかなければならない。

### (本規程の対象)

第2条 この規定は、本院において、処理されている個人情報であって、組織的に保有するデータ保存システムの全部又は一部をなすものを対象とする。

### (用語の定義)

第3条 本規程で使用する用語は以下のとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。
- (6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

### (利用目的)

第4条 保有個人データの利用目的については別途院内に掲示するものとする。また、利用目的に変更がある場合も、併せて院内に掲示するものとする。

(適用範囲)

第5条 本規程は、当院の職員に対して適用する。実習生等、当院所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取り扱いを求めるものとする。また個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

## 第2章 個人情報管理体制

(個人情報管理責任者)

第6条 当院における個人情報管理責任者は、院長をもって管理責任者とする。

個人情報管理責任者は、個人情報保護推進委員会を主宰し、当院における個人情報保護に関する責任を負う。また、個人情報管理責任者は、個人情報保護に関する実務責任者として個人情報取扱責任者を指名する。

個人情報管理責任者は上記責務を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報保護推進委員会)

第7条 当院における個人情報に関する意思決定機関として個人情報保護推進委員会を設置し、委員会に関する規定を別に定める。

(個人情報管理者)

第8条 第7条に定める各委員をもって、各部門の個人情報管理者とする。

個人情報管理者は、個人情報保護推進委員会の定めた取組計画に従って、所属部門における個人情報保護に関する取り組みを推進する責務を負う。

## 第3章 個人情報保護に係る安全措置の概要

(個人情報に対する基本方針)

第9条 個人情報保護推進委員会は個人情報保護に関する当院としての基本方針を定め、これを公表する。

(職員、委託先の個人情報の取扱い)

第10条 職員は採用時に本規程及びその他個人情報に関する規則を遵守する旨の内容を含む雇用契約書を法人に提出すると同時に、これを遵守しなくてはならない。

また、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の収集)

第 11 条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示等適切な方法により公表する。

また、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。なお、適正な医療を提供するという利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人情報の保管)

第 12 条 当院で保管する個人情報は、記憶媒体保管場所の施錠等の施設管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全管理を行う。個人データを含む機器・記録媒体等については、個人データの漏えい・き損を招くことのないよう、厳正に管理するものとし、個人情報ファイルの磁気媒体等又は機器にての持ち出しを禁止する。

(個人情報の利用・目的の特定)

第 13 条 個人情報の利用は、利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし法令の定めに基づく場合を除く。

(個人情報の廃棄)

第 14 条 保管期限を経過した個人情報、不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。不要となった個人データを廃棄する場合には、焼却や溶解など、個人データを復元不可能な形にして廃棄する。個人データを取り扱った情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内の個人データを復元不可能な形に消去して廃棄する。これらの廃棄業務を委託する場合には、個人データの取扱いについても委託契約において明確に定める。

(第三者提供)

第 15 条 業務の遂行に当たり、個人情報を第三者に提供をする必要がある場合は、原則として本人の同意を得たうえで必要な対応を行う。

(本人からの照会・対応等)

第 16 条 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・追加・利用停止・消去・通知・削除・第三者への提供停止等の請求等、苦情及び照会の受付は、個人情報に関する相談・苦情窓口をもって申請・受付窓口とする。情報開示の手続きについては別途規定によるものとする。

(教育)

第 17 条 個人情報管理者は、定期的に職員を対象とした個人情報保護に関する教育・研修を行う。

## 第4章 雑則

(規則)

第 18 条 情報管理責任者は必要に応じ個人情報管理に関する規則を制定するものとする。

(改定)

第 19 条 本規程の改定は個人情報保護推進委員会の発議によるものとする。

(その他)

第 20 条 本規程に定めのない事項については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス(厚生労働省)」にそって取り扱うものとする。

第 21 条 医療情報提供に関するガイドライン

第 22 条 個人データの漏えい等の事故が発生した場合、または個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実が生じた場合における責任者等への報告連絡体制の整備を行い、本人（家族）へ連絡し個人情報の不正利用による二次被害防止に関する注意喚起を行うとともに、関係省庁へ連絡を行う。また、漏えい等の事故後速やかに、個人情報保護推進委員会にて再発防止策等の検討を行う。

附則

本規定は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

2 版 平成 29 年 5 月 18 日 改訂

3 版 平成 30 年 8 月 17 日 追記

(その他) 20 条 21 条 22 条 追記

4 版 令和元年 8 月 22 日 改訂

5 版 令和 2 年 7 月 16 日 改訂

6 版 令和 3 年 6 月 17 日 改訂

7 版 令和 4 年 9 月 15 日 改訂

8 版 令和 5 年 9 月 21 日 改訂

9 版 令和 6 年 7 月 18 日 改訂